

仕 様 書

- 1 件 名 さいたま市動物愛護ふれあいセンター植栽管理業務
- 2 履行場所 さいたま市桜区大字神田950番地1
- 3 履行期間 令和8年6月2日から令和9年3月12日まで
- 4 業務内容 さいたま市動物愛護ふれあいセンター敷地の植栽管理を行う。

(1) 樹木剪定・刈込み

高中木：ケヤキ等約80本

年1回 11月～1月を目安に実施（状況によって協議する）

低木：アジサイ等約275株

年1回 6月～9月を目安に実施（状況によって協議する）

(2) 芝生刈込み（1,443㎡）

年5回 6月～9月の間に実施

（状況によって協議する）

(3) 植栽害虫駆除

年2回 6月、9月を目安に実施（状況によって協議する）

薬剤散布（人獣に対し害のないものとする）

(4) 施肥

① 高中低木施肥

年1回 1月を目安に実施（状況によって協議する）

固形肥料を使用すること。

② 芝生地施肥（1,226㎡）

年2回 6月、8～9月を目安に実施（状況によって協議する）

実施後、養生期間を設ける必要がある場合は協議すること。

(5) 芝生地除草（1,226㎡）

年2回 6月、8～9月を目安に実施（状況によって協議する）

(6) 芝生除草剤散布（1,226㎡）

年2回 6月、3月を目安に実施（状況によって協議する）

薬剤は、人獣に対し害のないものを使用すること。

実施後、養生期間を設ける必要がある場合は協議すること。

(7) 芝生地エアレーション（1,200㎡）

年3回 6月、10月、2月を目安に実施（状況によって協議する）

(8) 芝生地目土

年1回 9～10月を目安に実施（状況によって協議する）

※実施後の芝生広場の利用に支障が生じないように、砂を使用するなど対策を講じること。

5 業務上の条件

- (1) 植栽管理業務に要する用具、消耗品等は、受託者の負担とする。
- (2) 業務完了報告書には、実施日を明記のうえ、写真を添付する。
- (3) 薬剤を使用する場合は、使用上の注意事項を熟知した上で、使用方法、希釈倍率、使用量を遵守し、立札等により周囲から隔離すること。
- (4) 剪定枝・刈草については、市清掃センターで焼却処分せず、市内一般廃棄物処分許可業者によりリサイクルすること。

6 一般事項

- (1) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに委託者に連絡する。
- (2) 受託者は、各業務上緊急に必要と認められるときは委託者に遅滞なく報告する。
- (3) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負う。
- (5) 受託者は、委託者への作業日等の連絡は、十分余裕をもって行い、危害発生防止を図るとともに、当該作業に係わる設備の概要、状態等を十分把握する。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
なお、疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。
- (7) 受託者は、業務を遂行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めること。
- (8) 受託者は、契約締結前に委託者と協議し、委託者の承諾後に支払内訳書を作成し提出する。

